



青森県報

第二千百五十九号

平成十五年四月十一日(金曜日)

目次

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則……	(林政課) …… 一
告 示	
廃川敷地等の公示……	(河川砂防課) …… 三
公 告	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……	(人事課) …… 三
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……	(総務学事課) …… 四
大規模小売店舗の新設に関する届出……	(経営振興課) …… 四
出先機関	
土地改良事業の工事の完了……	(東地方農林水産事務所) …… 五
教育委員会	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……	(青森県総合学校教育センター) …… 五
公安委員会	
型式の検定適合遊技機……	(生活安全企画課) …… 六

規 則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十六号

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則

青森県林道事業補助金交付規則(昭和三十六年八月青森県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表民有林林道開設事業の項中「普通林道」を「森林管理道(森林災害等復旧林道開設事業に係るものを除く。)及び森林施業道」に、「森林造成林道」を「森林管理道(森林災害等復旧林道開設事業に係るものに限る。)及び森林造成林道」に改め、同表中水土保全森林緊急間伐実施事業の項を削り、林業地域総合整備事業の項を次のように改める。

フォレスト・コミュニティ総合整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業全体計画調査の場合
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	過疎地域及び振興山村地域 六・三割以内
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	その他の地域 五・八割以内
森林活用基盤整備の場合	居住環境基盤整備と組み合わせる場合
森林活用基盤整備の場合	過疎地域及び振興山村地域 七・六割以内(市町村にあ

<p>つては、六・七割以内)</p> <p>その他の地域 七・一割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>その他の場合 六・六割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>居住環境基盤整備の場合</p> <p>集落林道の開設の場合</p> <p>過疎地域及び振興山村地域 七・六割以内 (市町村にあつては、六・七割以内)</p> <p>その他の地域 七・一割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>集落林道の改良の場合 六・六割以内 (市町村にあつては、五・八割以内)</p> <p>森林利用施設整備の場合</p> <p>アクセス林道の開設の場合 六・六割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>アクセス林道の改良の場合 六・六割以内 (市町村にあつては、五・八割以内)</p> <p>その他の場合 五・八割以内</p> <p>その他の場合</p> <p>過疎地域及び振興山村地域 六・八割以内 (市町村にあつては、六・三割以内)</p> <p>その他の地域 六・三割以内 (市町村にあつては、五・八割以内)</p> <p>居住地森林環境整備の場合</p> <p>森林管理道の開設の場合</p> <p>居住環境基盤整備と組み合わせて行う場合</p> <p>過疎地域及び振興山村地域 七・六割以内 (市町村にあつては、六・七割以内)</p> <p>その他の地域 七・一割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>その他の場合</p> <p>過疎地域及び振興山村地域 六・六割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>その他の地域 六・一割以内 (市町村にあつては、五・七割以内)</p>
--

<p>森林造成林道の開設の場合</p> <p>居住環境基盤整備と組み合わせて行う場合</p> <p>過疎地域及び振興山村地域 七・六割以内 (市町村にあつては、六・七割以内)</p> <p>その他の地域 七・一割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>その他の場合</p> <p>過疎地域及び振興山村地域 七・一割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>その他の地域 六・六割以内 (市町村にあつては、六・二割以内)</p> <p>森林管理道及び森林造成林道の改良の場合</p> <p>居住環境基盤整備と組み合わせて行う場合 六・六割以内 (市町村にあつては、五・八割以内)</p> <p>その他の場合</p> <p>幹線林道の場合 六・六割以内 (市町村にあつては、五・八割以内)</p> <p>その他の林道の場合 四・六割以内 (市町村にあつては、三・八割以内)</p> <p>その他の場合 四割以内</p>
--

第一号様式の注の1から4までを次のように改める。

- 1 事業区分は、フォレスト・コミュニティー総合整備事業以外の事業にあつては民有林林道開設事業 (森林管理道 (森林災害等復旧林道開設事業、森林災害等復旧林道開設事業以外の事業)、森林施業道、森林造成林道)、林道改良事業 (幹線林道、その他の林道)、林道施設災害復旧事業 (奥地幹線林道、その他の林道)、林道施設災害関連事業 (奥地幹線林道、その他の林道) 及び農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 (幹線林道、その他の林道) (以下「民有林林道開設事業等」という。)の区分、フォレスト・コミュニティー総合整備事業にあつてはフォレスト・コミュニティー総合整備事業全体計画調査、森林活用基盤整備 (林業施設用地整備、作業ポイント整備)、居住環境基盤整備 (集落林道整備、アクセス林道整備、その他の施設整備)及び居住地森林環境整備 (森林管理道整備、その他施設整備)の区分により記入すること。
- 2 地域指定は、民有林林道開設事業及びフォレスト・コミュニティー総合整備事業

(居住環境基盤整備(集落林道の改良及び森林利用施設整備に限る。)及び居住地森林環境整備(森林管理道及び森林造成林道の開設を除く。))を除く。)の場合に過疎地域、振興山村地域及びその他の地域の区分により記入すること。

3 路線名又は施設名等は、民有林林道開設事業等並びにフォレスト・コミュニティ総合整備事業の集落林道整備、アケセエス林道整備、森林管理道整備及び森林造成林道整備にあつては路線名を、その他の事業にあつては施設名等を記入すること。

4 工事内容等は、工事内容及び工事を記入するものとし、工事は、民有林林道開設事業等並びにフォレスト・コミュニティ総合整備事業の集落林道整備、アケセエス林道整備、森林管理道整備及び森林造成林道整備にあつては幅員(m)及び延長(m)、その他の事業にあつては面積(ha)又は延長(m)によること。県に申請する場合は、面積(ha)によること。

1 民有林林道開設事業、林道改良事業、林道施設災害復旧事業、林道施設災害関連事業及び農林漁業用揮発油燃料源身替林道整備事業並びにフォレスト・コミュニティ総合整備事業の森林管理道整備及び森林造成林道整備の場合に記入すること。

第四十六条の五の二「、水士保全森林緊急間伐実施事業」を記す、「林業地域総合整備事業」を「フォレスト・コミュニティ総合整備事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県林道事業補助金交付規則第三条第一項、第一号様式、第二号様式及び第四号様式の規定は、平成十五年度分の補助金から適用する。

告

示

青森県告示第二百七十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 河川の名称
 - 二 級河川 沖館川水系西滝川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
 - 平成十五年四月十一日
- 三 廃川敷地等の位置
 - 青森市浪館前田二丁目二七の二六、二七の四九、二七の四〇地区及び二七の四六地区
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
 - 宅地 六九・八四平方メートル

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 特定役務の名称及び数量
 - 人事給与トータルシステム維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 青森県総務部人事課
 - 青森市長島一丁目一の二
- 三 契約の方法
 - 随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森日本電気ソフトウェア株式会社

青森市第二問屋町四丁目一の二〇

六 契約金額

三千五百七十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十五年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十五年四月十一日

青森県知事 木 村 守 男

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十五年四月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイス三戸店

三戸郡三戸町大字川守田字沖中七四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイス

岩手県盛岡市東安庭二丁目一の三〇

代表取締役社長 小苅米淳一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイス

岩手県盛岡市東安庭二丁目一の三〇

代表取締役社長 小苅米淳一

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年十二月二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六二八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

七七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時（年間五日午前五時）

閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分（年間五日午前四時三十分）から午前零時十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十五年四月一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十五年四月十一日から同年八月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年八月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年四月十一日

東地方農林水産事務所長 小野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業	蟹田町	平成一五・三・三一
十四年災農地災害復旧事業	三二	〃
十四年災農地災害復旧事業	三一〇一	〃
〃	三一〇二	〃
〃	三一〇三	〃
〃	三一〇四	〃
〃	三一〇五	〃
〃	三一〇六	〃
十四年災農地災害復旧事業	今別町	一五・三・二五
十四年災農地災害復旧事業	四一〇一	一五・三・二四
〃	四一〇二	〃

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月十一日

青森県総合学校教育センター所長 齊 藤 勉

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター
青森市大字大矢沢字野田八〇の二
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十五年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目七の一
- 六 契約金額
四千四百二十万三千六十八円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格をもって見積りをした者を契約の相手方としたものである。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二

号)第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRホットクルージングZX1	株式会社まさむら遊機
"	CRホットクルージングZ3	"
"	CRホットクルージングVX1	"
"	CR大江戸夢歌舞伎	株式会社ミスホ
"	CRメリーといっしょM22	株式会社三洋物産
"	CRメリーといっしょM23	"
"	CRメリーといっしょL37	"
"	CRパーラー星人M2	"
"	パーラー星人M6	"
"	天才バカボン2EX	株式会社大一商会
"	CRファイバーアラビアンナイ ツFXV	株式会社三共
"	CRファイバーアラビアンナイ ツRXV	"
"	CR三国遊義HF	マルホン工業株式会社

〃	〃	回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃	〃
トコナツ	マジックモンスター	ギャルズマジック	和(なごみ)ワールド	CR和(なごみ)MC	CR和(なごみ)FC	CR和(なごみ)F	CRトロボカルパラダイスMB
株式会社アスワン東京	株式会社オリンピア	サミー株式会社	〃	〃	〃	奥村遊機株式会社	株式会社ニユーギン

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭